

様式第1号(第8条第1項・2項関係)

平成24年4月20日

福島町議会議長 溝部幸基様

福島町議会議員 溝部幸基^印

平成23年度政務調査費に係る収支報告について

福島町政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり
平成21年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙(様式第1号関係)

平成23年度政務調査費収支報告書

議員名 溝部 幸基 ⑩

1 収入 政務調査費 35,000 円

2 支出 (単位:円)

科目	総額	交付額	自己負担額	備考
調査研究費	10,051	15,000	△4,949	・厚沢部町(ちよつと暮し推進事業)
研修費	42,800	15,000	27,800	・東京市政調査会公開講座「議会・立法能力・住民投票」
会議費				
資料作成費				
資料購入費	5,280	5,000	280	「限界集落株式会社」 「自治体法務研究」
事務費				
合計	58,131	35,000	23,131	

*領収書別添

3 残額 0 円

- 注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
2 政務調査費の科目ごとに様式第3号を1葉として提出

政務調査費調査等報告書①

1 事業名

「ちょっと暮らし推進事業」視察(調査研究費)

- ・ 視察日 平成24年1月20日
- ・ 視察地 厚沢部町

2 事業内容

① 厚沢部町「素敵な過疎づくり(株)の取組み」について

〈視察説明者〉

- ・ 渋田正巳町長・松橋道雄総務政策課長・杉野剛事業推進室長(素敵な過疎づくり株)
- ・ 鈴木祥司議長・竹中 学議会事務局長・佐藤武徳議会事務局総務主査

3 成果

〈厚沢部町の課題〉

*地域活力・経済の低迷

(要因) 1、過疎化・少子高齢化の進行

- ・ 人口の減少・地域の担い手不足・高齢化率(34%)の上昇

2、観光入込数の停滞

- ・ 桧山管内⇒全道最下位・通過型観光⇒大型観光施設がない
- ・ 地域資源を活かしきれていない

〈素敵な過疎のまちづくり条例：H21年4月1日施行〉

(主旨) 過疎を受け入れ魅力ある町づくりを目指す

「住んで良かった」「住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」⇒「素敵な過疎の町」

(目標) 『過疎地のマイナス面を資源に変える』(地域資源の活用)

〈素敵な過疎づくり株式会社：H21年9月設立〉

(会社概要)・資本金3000万円(町100%出資：代表取締役渋田町長)

・スタッフ4名(町派遣1名・町外3名：庁舎内に事務局)

*3人の人件費は1200万(財源は町の委託事業が主)

⇒・雇用対策・ふる里雇用・地域おこし協力隊

(主な事業) 1、移住・ちょっと暮らし事業

- ・ 総合窓口(情報発信・相談対応)・ちょっと暮らし住宅の管理運営
- ・ 滞在者へのコンシェルジュ(総合案内係)業務・ツアーの企画
- ・ 移住フェアへの出展・空家、空地データの収集(移住者向け、ちょっと暮らし)

2、交流事業(体験受入事業)

- ・ 厚沢部町大冒険・ノートルダム学院小学校修学旅行
- ・ 九州女子大学アウトキャンパススタディ

3、町の委託事務事業(各種調査：高齢者・オンデマンド交通等)

(ちょっと暮らしナビ：H21年10月～公開)

*素敵な過疎ドットコム (<http://sutekinakaso.com>)

- ・ 移住希望者が知りたい町の情報発信
- ・ 総務省モデル事業(5千万円)を活用

(ちょっと暮らし住宅：H22年2月完成)

- ・ 定住、二地域居住促進⇒長期滞在型生活体験住宅
- ・ 町、素敵な過疎づくり(株)、建設協会(商工会)が連携(基本協定)
- ・ 地域住宅モデル普及推進事業(国土交通省)⇔建設協会⇔4業者がオーナー
- ・ 設計⇒コンセプトが異なる4タイプ(移住者向けモデル)

*長期優良住宅認定(国交省基準)⇒耐震性・省エネ・バリアフリー

オール電化(補助暖房⇒ペレットストーブ)、家具・備品完備、寝具リース

・ 用地⇒町有地 ・ 協会(4オーナー)1/3、実質補助率60%(@60万円)

- ・管理費→光熱費・消耗品費　・管理→委託（除雪は職員対応）
- ・料金（電気・水道料込）⇒1週間6万円（2週8万・3週10万）、1ヶ月12万円
- ・1週間から最長6カ月使用可能
- ・個性的で異なったコンセプトで設計された4タイプ（和・洋等）のモデル住宅は、利用者にとって新鮮でリピーターの確率が高くなっている
- ・H22年度実績⇒30件・69名（延滞在日数1078日：@14.2日）・最長滞在52日
稼働率29.3%・全道3位（1位中標津町・紋別市：87名）
- ・H23年度予約状況⇒7～10月上旬満室（11～3月予約なし）
閑散期→無料モニターツアー予定（関東3組・関西4組）
- *課題・対策⇒・魅力ある受入対応メニューの工夫　・要望（ニーズ）の集約と対応
 - ・移住に繋げる方策（冬期間：冬・雪・寒さ等の対策、体験メニュー追加）
 - ・関東、関西フェアでの集客PR強化

「世界一素敵な過疎の町・厚沢部」を目指し「ちょっと暮し」を活用した町づくりの取り組みは、平成22年度「全国過疎地域シンポジウム」で表彰されている。

評価されたポイントは

- ① 町民の協力体制が整えられている
 - ② 設立後1年という短期間で大きな実績を上げた
 - ③ 計画性や行動力、高い達成意欲がうかがえる
- ⇒今後も高い成果を出し続けられる期待が持てる

となっている。

今回の視察で主に対応してくれた杉野事業推進室長（素敵な過疎づくり株）の説明を聞いて、取組む姿勢・意欲の強さを感じさせられた。「ちょっと暮し事業」での建設業協会（商工会）との連携・「交流事業」（夏休み・あつさぶ大冒険、京都ノートルダム学院小学校修学旅行、九州女子アウトキャンパススタディ等）での農家・一般家庭ホームステイ、野外スクール、農産物の収穫・販売体験、子ども合宿等々、全町あげて町民が一体となって参画・協働している姿が想像される。

厚沢部町が取り組んだ要因は前述されているが、受け入れるきっかけ、体制（整備・意識・意欲）づくりとここに至る実践に福島町との大きな違いが見えてくる。

厚沢部町の基幹産業である農業の取組みは、「メークイン発祥の地」に代表されるように厳しい苦難の開拓時代から今日に至る先人のたゆまぬ努力と挑戦の歴史に裏打ちされている。その開拓精神が連綿と受け継がれ町の将来を展望し、基盤整備として「農業涵排ダム建設」「国営農地開発事業」を進め、「農業振興公社」を設立し「農業活性化センター」「野菜集出荷施設」を建設、「野菜生産安定化基金制度」を導入し更に甘藷焼酎の原料となるサツマイモ（黄金千貫）の地元栽培を実現、「札幌酒精」を誘致することとなった。

今回の視察を通して多くを学び、あらためて「行政と町民の協働」の重要性を確信したし、国や道の補助制度ありきで事業を展開する手法から将来を見据えた現場・実践の積み上げから事業を展望する仕組みを確立しその意識を共有することが肝要と感じた。

わが町の「ちょっと暮し事業」についても、参加者の主体性を重視し、あまり手をかけず（メニュー・協力体制）自由に楽しんでいただくという手法もあるのだろうが、今一度、先ず行政内で横断的に何故福島町でこの事業を実施しなければならないか共通理解することが重要であり、福島らしい特色ある事業展開を創出することが大事であり、関係機関・町民への周知と協力体制充実のためにも事業主旨の共通理解を得ることが鍵となることを確信した。

政務調査費調査等報告書②

1 事業名

- 第31回「都市問題」公開講座
～ 議会・立法能力・住民投票 ～ (研 修 費)
- ・ 開催日 平成24年2月18日(土)
 - ・ 会 場 日本プレスセンター
 - ・ 主 催 (財)東京市政調査会

2 事業内容

<基調講演>

- ・ 演題「この10年、考えて思うこと」 北海学園大学法学部教授 神 原 勝

<パネルディスカッション>

「議会・立法能力・住民投票」～ 議会のガバナンスをいかに向上させるか ～

- 鎌倉市議会議会議員(神奈川ネットワーク運動共同代表 石川 寿美
駒澤大学法学部教授 大山 礼子
上智大学法学部教授 北村 喜宣
日本経済新聞編集委員・論説委員 谷 隆徳
東京市政調査会研究担当常務理事 新藤 宗幸

3 成 果

(神原教授) 1945年代から2000年代にかけての「市民自治の課題と論点の推移」について「新自治制度の形成期」「分権改革期」へ至る①時期の区分、②課題の提起として「自治体再構築」「自治基本条例」「住民投票条例」「議会基本条例」「危機管理」「総合計画条例」「政策評価条例」「財務規律条例」「連合自治」、③主体の変化(市民・首長・議員・職員)として「市民運動(活動)」「首長の政策責任」「職員の政策能力」「議会の改革」と現在に至る推移を説明された。

- ・ 日本の自治体は世界一仕事をしている⇒議会と首長の無理解で誰の眼にも全貌が見えていない←**仕組みの整備と作動の監視が必要**
- ・ 地方自治法だけで自治体は動かない
- ・ 地方自治の最大の敵は、事務制度の複雑さと難解さ(事務区分と法令関係等)
⇒自立できない自治体法務(vs国の官僚・立法業務受託業者・法学者)
- ・ 自治基本条例はそれまでの自治体改革の成果(地方自治体が自前で取組んだ)
⇒条例を作るだけが半数←**具体的な個別関連条例の整備が必須(議会基本条例・総合計画条例が特に重要)**
- ・ 機関委任事務を含めて首長が主導で進めてきた←**財政逼迫の状況で4者(首長・議会市民・職員)の合意形成が大切で特に二代表制の一方である議会の役割が重要である**
- ・ 歴史の流れとしては、行政・職員・市民が問われ議会だけが長く問われることなく経過してきた
- ・ 議会にとって使い勝手の良い自治(議会)基本条例につくりあげる
⇒基本条例をベースにした議会活動を←**議会は政策形成全過程(計画・決定・執行・監視検証)に関わる(機能・機構分立⇒過程分立)⇒0 SOME(対立)～+SOME(合意形成)**
- ・ 地方自治のメリット⇒一度に全部は失敗しない

- ・住民投票への懸念⇒議会権限の制約・国民投票制度による独裁
- ・この10年間何を重視してきたのか⇒自前の手立ては出来ている⇒やるかどうかだ
- ・1980年から分権改革がテーマになって久しい⇒30年間やっても課題は残っている(知らないか知っていてもやらないのか)←結果を待ってではなく自ら先行モデルを実践
- ・事業、政策の検証は「継続」「中止」「修正」「新規」の区分で
- ・個別の条例は長くなると形骸化していく←議会が政策にしっかりコミットメントしようとしたら⇒計画条例が必須
- ・自治体の政策は総合計画に基づくことが原則
- ・曖昧な規則をしっかりと機能させるため⇒政策のベースとしてきっちり位置づける
←総合計画に登載されていない事業は執行しないことを徹底(麻生政権以来の景気対策交付金については計画にない思いつき事業を執行してきた例が多い)

(新藤教授) 鹿児島阿久根市・名古屋市・大阪市等議会内閣制を思わせるような行動がみられる。東日本大震災被災地の議員選挙で今までは落ちるはずのない古い議員が落選、当選が難しいと予想された新人の当選が伝えられている。厳しい状況の中で議会の能力・在り方が問われている。

(谷日経新聞論説委員)

◎義務付け、枠付けの廃止の取組みについて地方自治体は積極的でない。

・道路は前向き、歩道幅員を2.5M→1.5M(愛知)、自転車道用路肩1.0M(神奈川)

・福祉施設は慎重。保育所面積3.3→2.2㎡(東京都)←合理的な理由付が必要

*分権を要求してきた→自らどうするのか示すべき→議会ですっかり検討し自分の町はこうするという姿を見せてほしい。

◎立法能力 理想型で政策効果を上げている事例がある。

・柏市→空家行政(白アリ・不法投棄等の調査・指導)←市民からの請願で始まり議会が主導で成立

・会期の通年化については、どのように対応するのか注視している

◎住民投票 調査→H23年は7カ所で請求(1/50以上)

・1/50以上を大きく上回っているが全部議会で否決されている←説明責任が不十分

・静岡の町→全町光ファイバー設置請願→議会否決(弁明書)←町長・議会リコール

(石川鎌倉市議:神奈川ネットワーク運動共同代表)

◎30年間市民運動に係っている(議員→2期8年間のローテーション:4名で会派)

・10年間で3本の条例提案

① アライグマ・台湾リスの餌付け禁止条例(否決)

② 住民基本台帳の大量閲覧禁止条例(可決)←総務省の対応が遅い

③ 遺伝子組換えの環境条例(否決)←国・県の法的処置が遅い

・1日1トンの生体動物の焼却処理→中止

④ 省・再生可能エネ導入促進条例(2月提案)←原発に対する明確な意思表示

◎市民と一緒に条例づくり→・毎月チラシ・年4回広報誌・HP、メール

◎会派で意見をまとめる→水面下で根回し(議会文化)→本会議で議論しない

←面白くないから住民は見ない

(北村上智大教授)

◎今の法律は機関委任事務を基準としている、自治体として「変えること」ができるということが重要。

◎条例で出来るように変える→決定しないと決定することができないと意識すること→根拠は何なのかを自ら構築する(自主自立)→県や国へ検討を要請している現況?

◎およそ制度は、作った人の都合の良いようにできているもの。現行法令は、中央政府の都合の良いようにできている。そうしたものを正面から受け止めて文理解釈しても仕方がない。←「法令に規定がないから条例はできない」という言説は現在では通用しない。「規定がなければできない」→「できないという規定がなければできると解釈すべきである。

◎「法律から自治体を見る」→「自治体から法律を見る」

◎数次の一括法については、すべて国の第1次的決定として「標準」と考え、第2次的決定である自治体決定により地域特性適合的にする方が自治的であり合理的。

(大山駒沢大教授)

◎近年の議会批判は情けない、職業政治家に対する批判として定数削減が受けている。

◎人口比では、日本の議員数は少ない。住民の多様な意見を反映させる為に複数・一定の人数は必要。

◎旧態依然とした議員が多い。制度を変えても議員が変わるとは思われない。

◎国会は70年代以降、本格的な改革がされていない。

◎議員を自分の代表と思えない・地方議員選挙はつまらない選挙になっているのでは
→若者の選挙棄権（関心がない）

[議会に関する意見]

- ・議員は住民意見を聞くことが少ない→どれだけ住民意見を吸い上げているのだろうか
- ・議会の見える化を→スケジュールが見えるようにする→通年議会
- ・立法(審議)能力の向上→提案・修正・監視→議会事務局(シンクタンク)の強化・住民との連携(情報公開不足)→住民の声を活かした政策提言
- ・職業政治家ぶりたがっている→議員バッチは止めるべき(日本だけだ)
- ・会派(政党)間の対応が多すぎる→個々の議員間で対応する部分が少なすぎる→密室性を無くし議論(討議)を見せる(演技でも会派・議員の考えを見せることが重要)
 - * 常任委員会活動を重視(四日市市議会)：議員間の議論を重視(常任委)→会派→報告書を調整し住民に示す
 - * 見えない会派内の議論は弊害である
 - * 小規模自治体では常任委員会は不必要(国会の真似では)
- ・住民から声をかけられてから動き出すのではなく自ら主体的に行動
- ・お金をかけずに住民能力を活用する(ヒントの多くは現場・住民の側にある)
- ・決算審査は形式的になっている→次の政策に向けて参考とする政治的効果は大きい
→分析方法(見方)が問われている→事業仕訳(個々の事業のシート作成)の活用

[立法能力]

- ・権限移譲を受ける(要求する)自治体に能力(体制)があるのか→問題が出る可能性が高い→必要性の実感が無いのでは(何を根拠に作るのかを明確に認識しなければ)
- ・首長部局に作らせて→議会がチェックする(修正で意見反映)
 - * 暴力団排除条例(岡山市議会)：200M(提案)→500M(修正)←事務所の距離
- ・コンサルの利用(使いこなす能力を持つ)→コンサルを養成(ロースクール体制化)

[住民投票]

- ・民意を反映するためのチャンネルは多くあった方がよい→丸投げであってはならない
- ・議員も住民投票を活用する→役割の変化→御用聞き議員から発信して対応を問う議員
- ・住民投票で決めた内容を否決する場合は、対案を示す仕組みが必要→成立しても最終判断は首長がするという仕組みが多い

〔内憂外患⇔外憂内患〕

約1800地方自治体の中で議会基本条例の制定はようやく10%を超えた。議会改革が大きな壁に抵抗され遅々として進まない状況が想像できる。全国組織の集会・研修に参加すると期間を待たず改革がどんどん急展開で進むものと錯覚してしまう。しかし現実、現状は違う、総論大賛成、各論自分さえ良ければである。要因は、地方自治体それぞれの足元にこそあると確信する。今一度、議会・行政・住民それぞれの立場で「何をしなければならないのか」「何ができるのか」「変わるべきか」「どう変わらなければならないか」を熟慮しなければならない。

政務調査費調査等報告書③

1 事業名

「調査研究」用資料購入（資料購入費）
・参考図書購入

2 事業内容

① 「自治体法務研究・秋冬春各号」（ぎょうせい）
3冊 3,600円(@1,200) ← 領収書⑨

② 「限界集落株式会社」（星野伸一著：小学館）
1冊 1,680円 ← 領収書⑩

計 4冊 5,280円

3 成果

議員活動の参考として活用

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。